

改葬（遺骨を他の場所に移転）するとき

改葬前の納骨場所が玉野市内

①改葬前の納骨場所が玉野市霊園の場合

- ア 改葬許可申請書
- イ 受入証明書
- ウ 霊園使用許可証

→改葬許可証を交付しますので、改葬先の墓地管理者等にご提出ください。

②改葬先が玉野市霊園の場合

- ア 改葬許可申請書
- イ 埋蔵・改葬届
- ウ 霊園使用許可証

→改葬許可証の提出先は玉野市役所です。許可証はそのまま市が受理します。

③改葬前も改葬先も玉野市霊園ではない場合

- ア 改葬許可申請書
- イ 受入証明書

→改葬許可証を交付しますので、改葬先の墓地管理者等にご提出ください。

④改葬前も改葬先も玉野市霊園の場合

- ア 改葬許可申請書（改葬先の使用者からの申請）
- イ 埋蔵・改葬届（改葬先の使用者からの届出）
- ウ 霊園使用許可証（改葬前、改葬先の使用者の両方とも提出が必要）

→改葬許可証の提出先は玉野市役所です。許可証はそのまま市が受理します。

※改葬許可申請書の提出前に、改葬前の墓地管理者から、納骨事実の証明をもらってください。（本人使用の個人墓地の場合は本人が証明）

※改葬しようとする者が改葬前の墓地の使用者と異なる場合は、改葬前の墓地の使用者が改葬を認めたことを示す『改葬承諾書』の添付が必要です。墓地使用权が裁判で決まっている場合は、その裁判の謄本を提出してください。

改葬前の納骨場所が玉野市内ではない

①改葬先が玉野市霊園の場合

- ア 埋蔵・改葬届
- イ 改葬許可証（他の自治体が交付したもの）
- ウ 霊園使用許可証

②改葬先が玉野市霊園ではない場合

玉野市役所への申請・届出はありません。

他の自治体から改葬許可証の交付を受け、墓地管理者等に提出してください。